
三菱UFJ年金ニュース【特別版】

最近の年金関連トピックス

(DB年金、DC等)

平成25年7月

目次

1. DB年金の決算積立状況等(平成25年3月決算先)	
1-1. 継続基準	…P3
1-2. 非継続基準	…P6
1-3. 継続基準の予定利率と運用実績(時価ベース利回り)	…P7
1-4. 特別掛金の残余償却期間	…P8
1-5. 成熟度に関する指標	…P9
2. 2012年度決算にみる退職給付の状況	
2-1. 2012年度決算にみる退職給付の状況(速報値)	…P12
2-2. 2012年度決算にみる“ねじれ”現象	…P14
3. 非継続基準に抵触した場合の特例掛金の取扱いの見直し	…P17
4. 退職給付会計における日本基準とIFRS	
4-1. 退職給付会計における日本基準とIFRS(IAS19号)との差異	…P20
4-2. IFRS強制適用の行方	…P22
4-3. 経団連のIFRS導入に関する提言	…P23
4-4. 日本版IFRS(J-IFRS)の行方	…P24
5. 「確定拠出年金制度について」の一部改正	…P27
6. 平成25年3月末の企業年金の資産残高等	…P29
7. その他のトピックス	
7-1. 厚生年金保険法等改正法案 成立	…P32
7-2. 4月13日付日経記事「高リスク運用、厳格条件」	…P41
7-3. OECDが対日審査報告書を公表	…P42
7-4. 社会保障制度改革国民会議での公的年金議論	…P43
8. 平成25年4月～平成25年6月の年金ニュース	…P46
9. 本資料関連の平成25年4月～平成25年6月のMUTB年金メール マガジン一覧	…P48

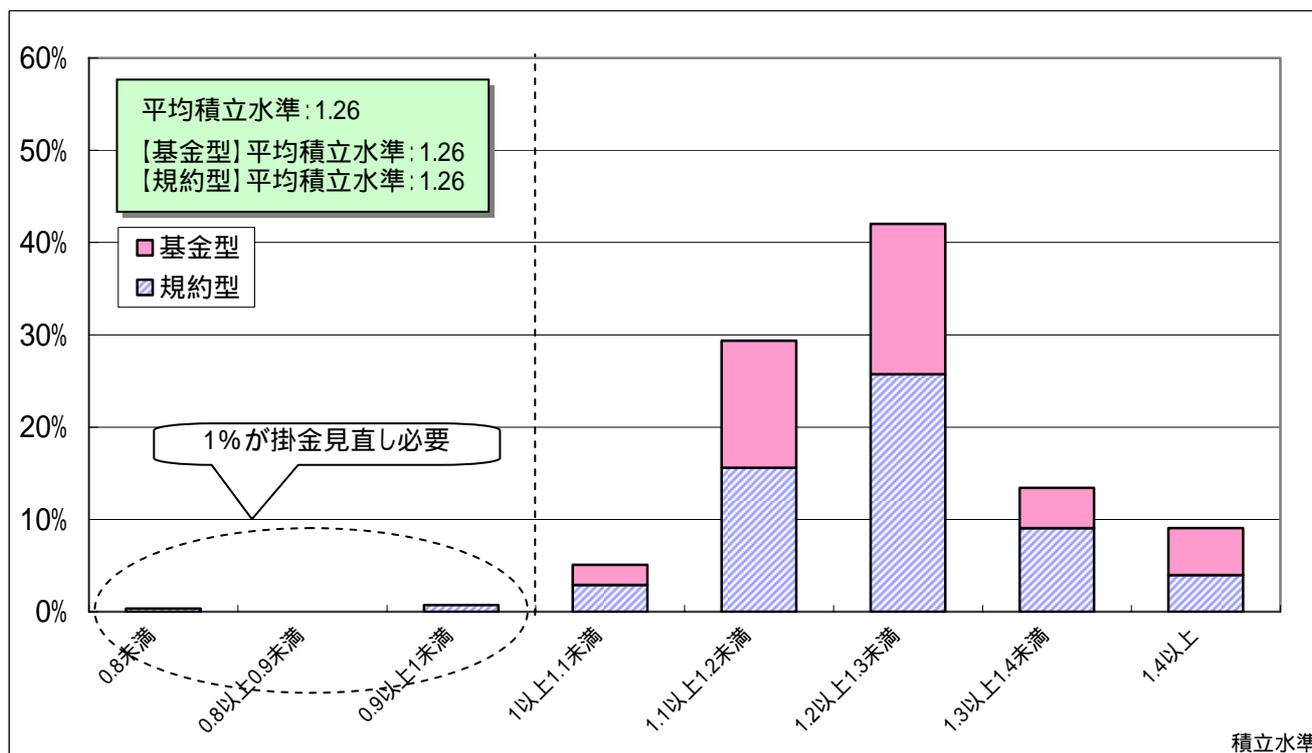
平成25年4月～平成25年6月の三菱UFJ年金ニュース・MUTB年金メールマガジンを基に、項目別に編集致しました。

1. DB年金の決算積立状況等 (平成25年3月決算先)

1-1. 継続基準

➤ 99 %のDB年金は継続基準による掛金の見直し不要。

(数理上資産額 + 許容繰越不足金) / 責任準備金

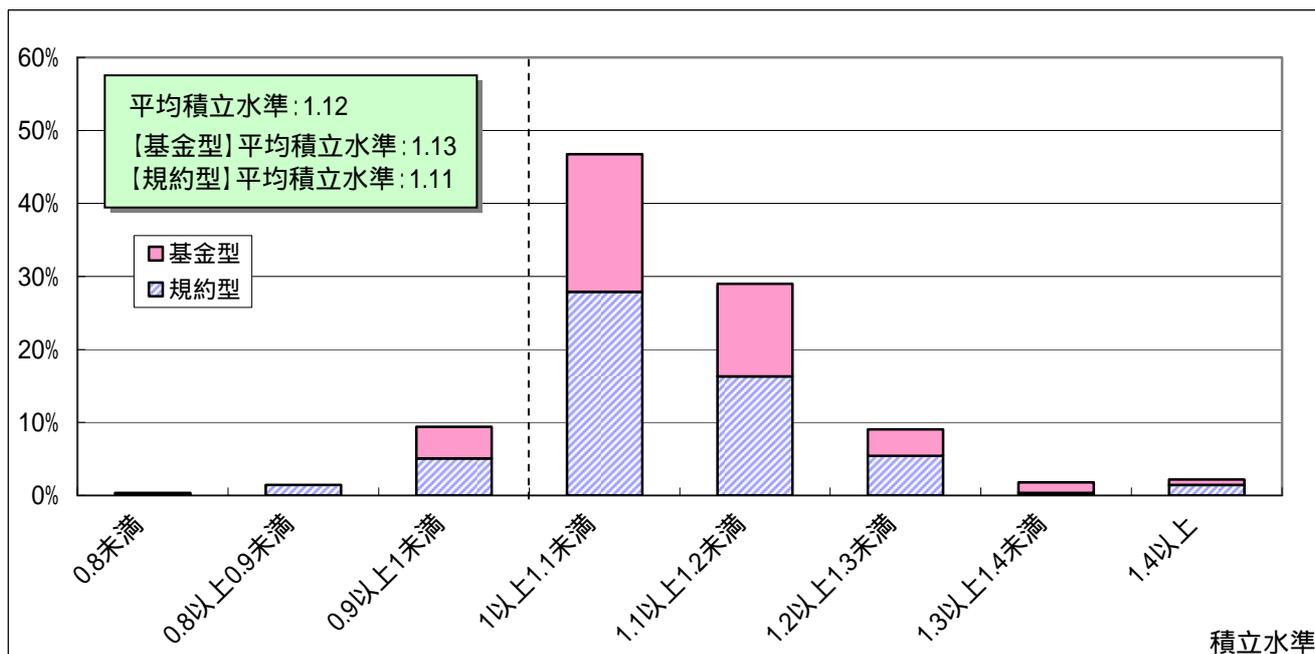


平成25年3月末に決算を迎えた弊社総幹事先DB年金276件(基金型115件、規約型161件)について集計

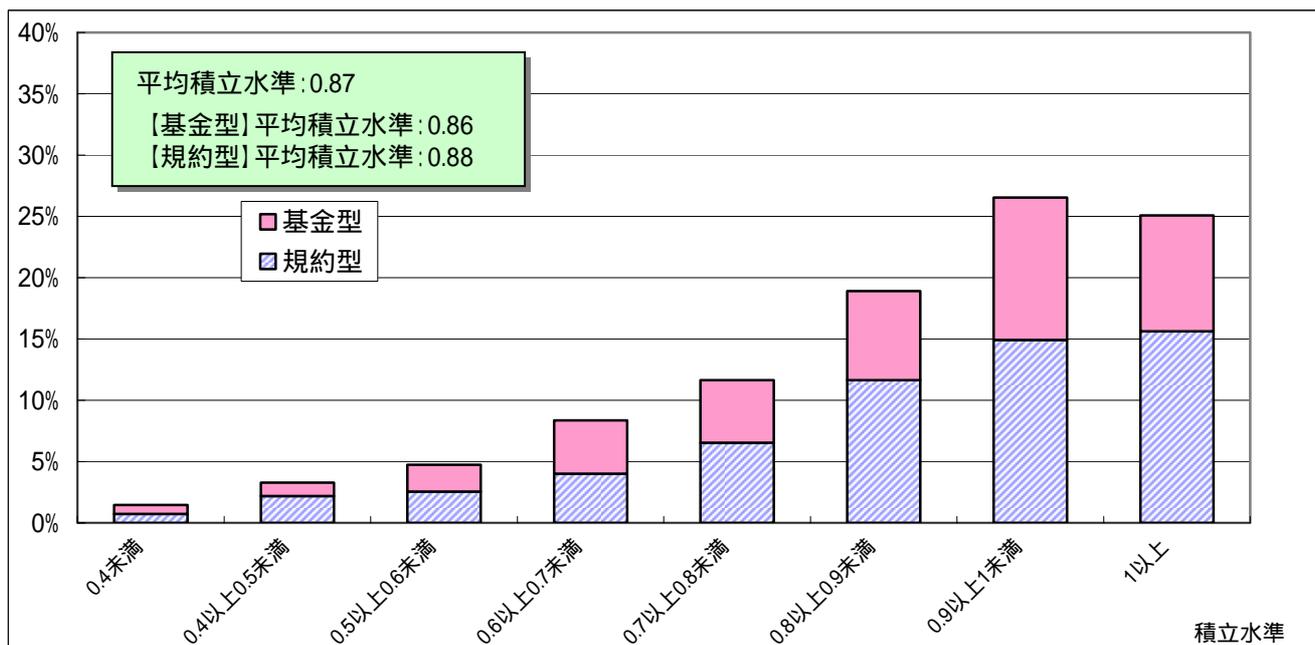
1-1. 継続基準

➤ 継続基準の積立水準の平均： 1.12
 ➤ 適格年金における年金資産/責任準備金と類似の考え方による積立水準の平均は0.87

純資産額 / 責任準備金

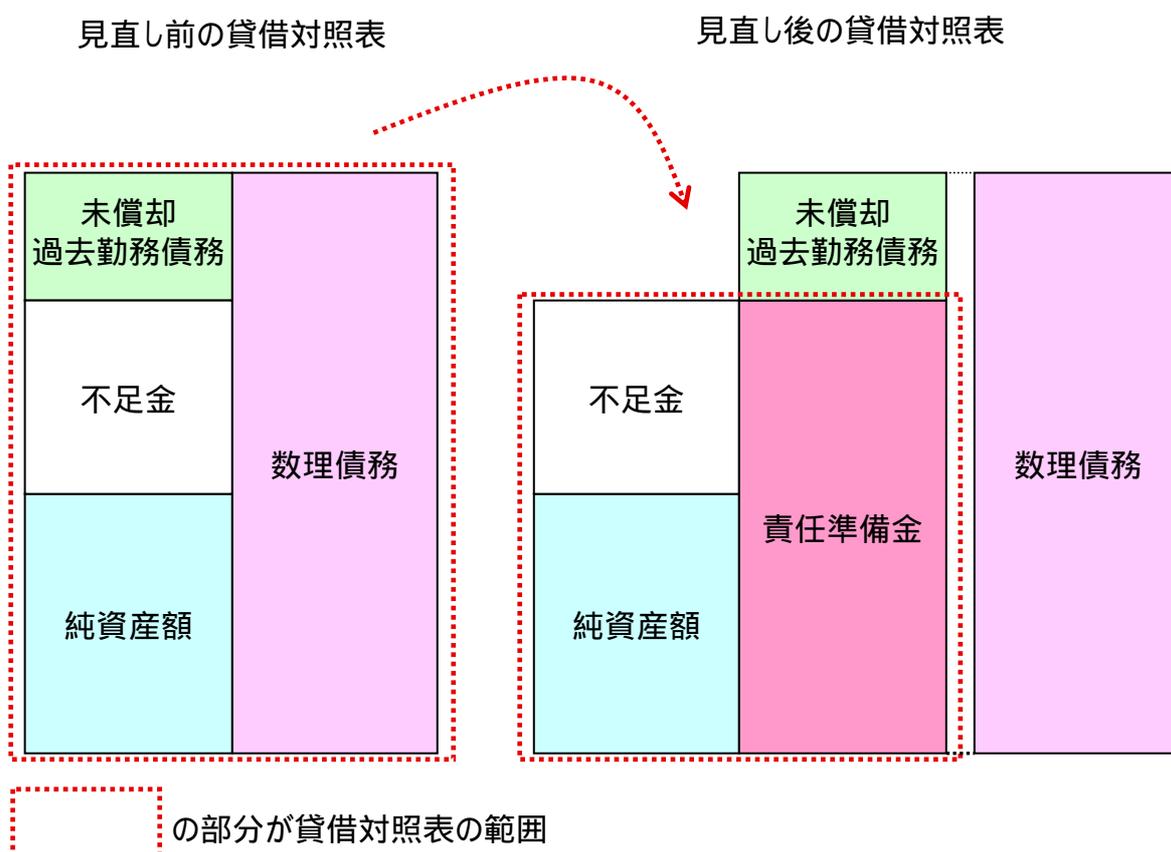


純資産額 / 数理債務



1-1. 継続基準

【ご参考】財政運営基準の見直し前後の貸借対照表イメージ

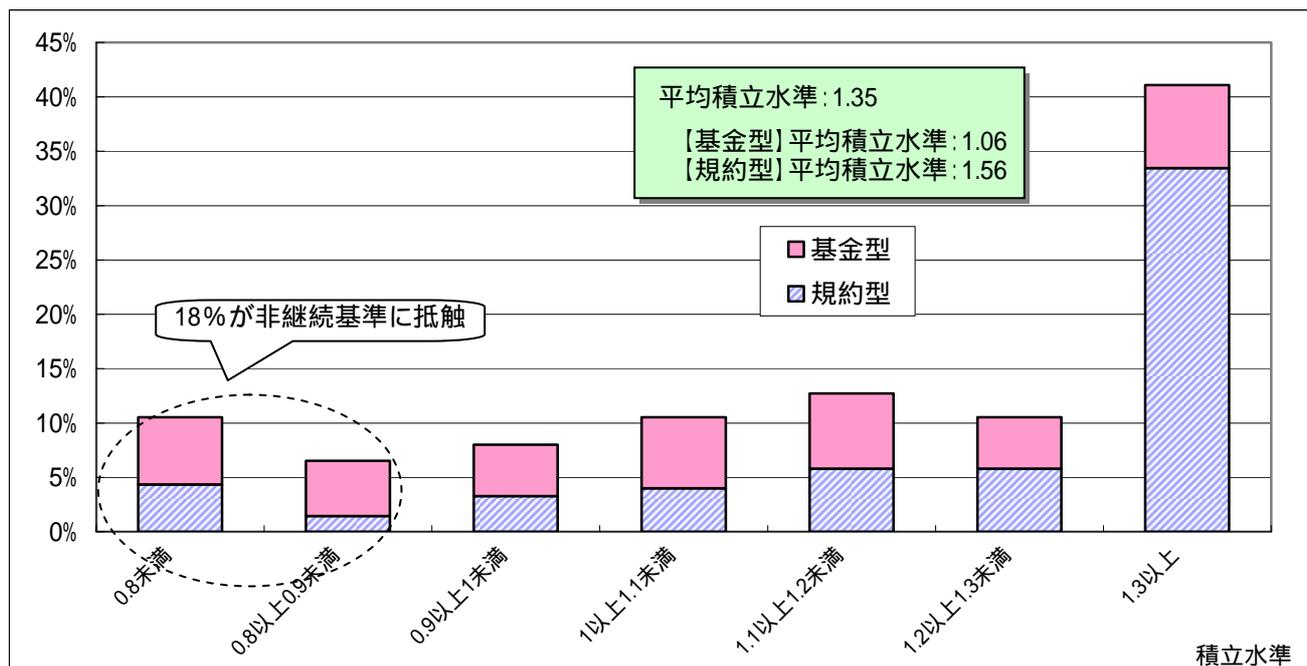


財政運営基準の見直しにより、平成25年3月31日以降を基準日とする財政決算においては、それまでの財政決算とは貸借対照表の勘定科目が変更となった。

1-2. 非継続基準

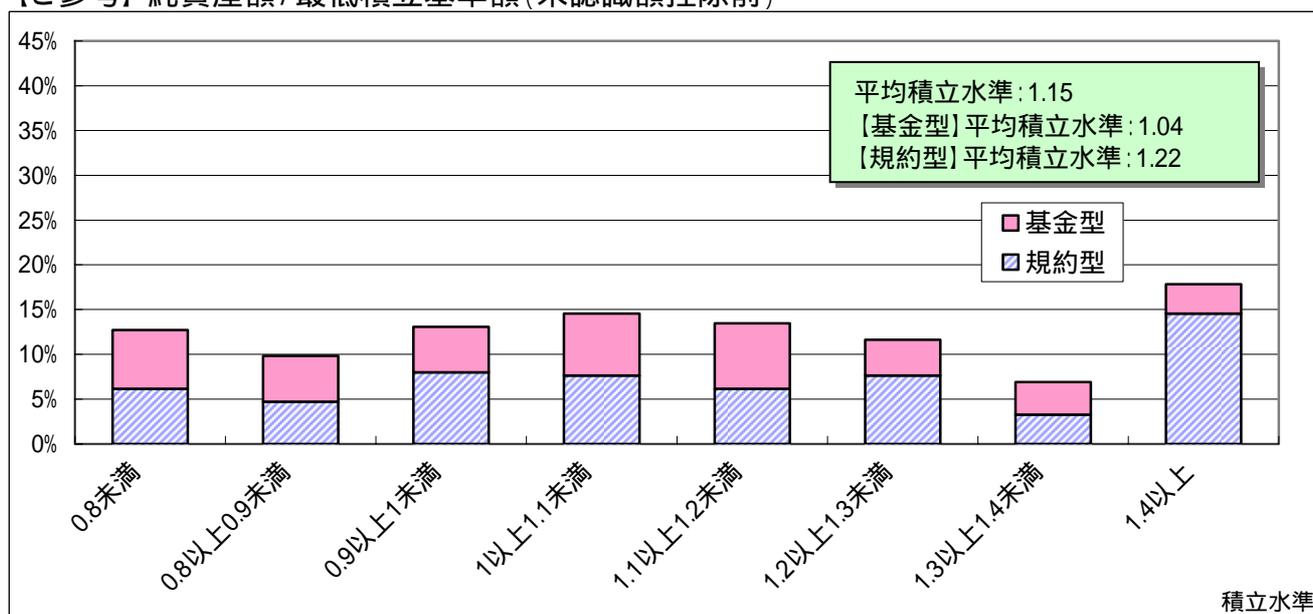
- 非継続基準の積立水準の平均：1.35
- 82%のDB年金が非継続基準を充足

非継続基準の積立水準 = 純資産額 ÷ 最低積立基準額 (未認識額控除後)



積立水準が0.82以上0.92未満の場合、過去3事業年度の分も考慮して、非継続基準の財政検証の判定を行う。

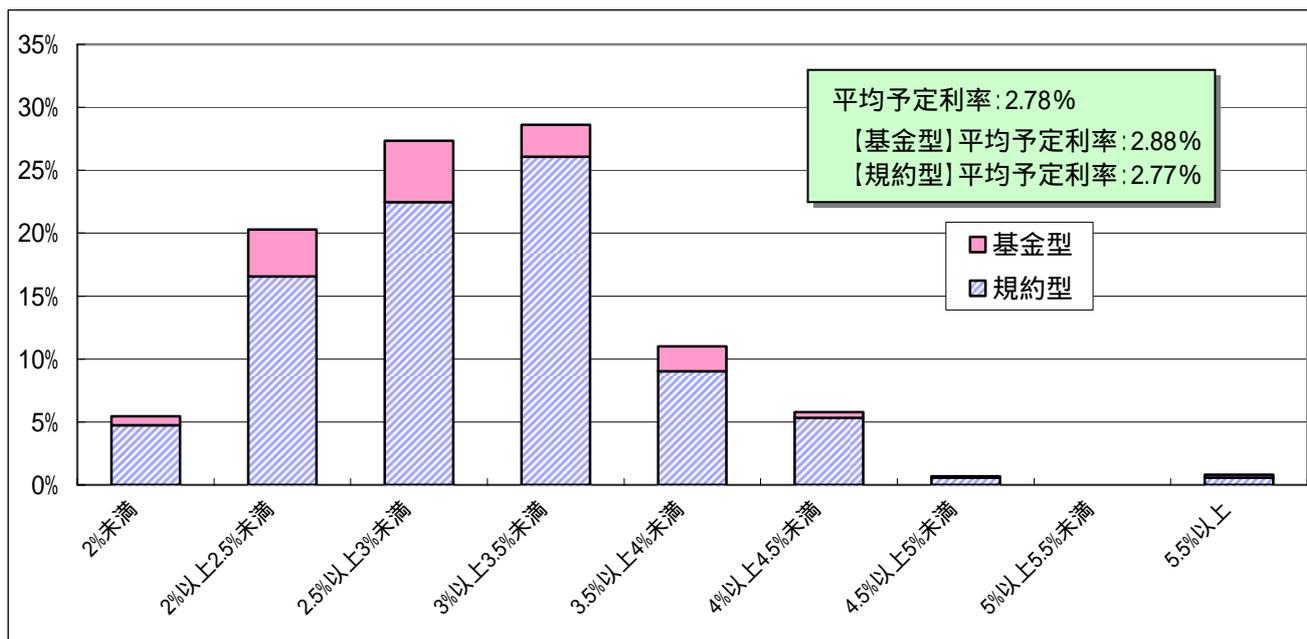
【ご参考】純資産額/最低積立基準額 (未認識額控除前)



1-3. 継続基準の予定利率と運用実績(時価ベース利回り)

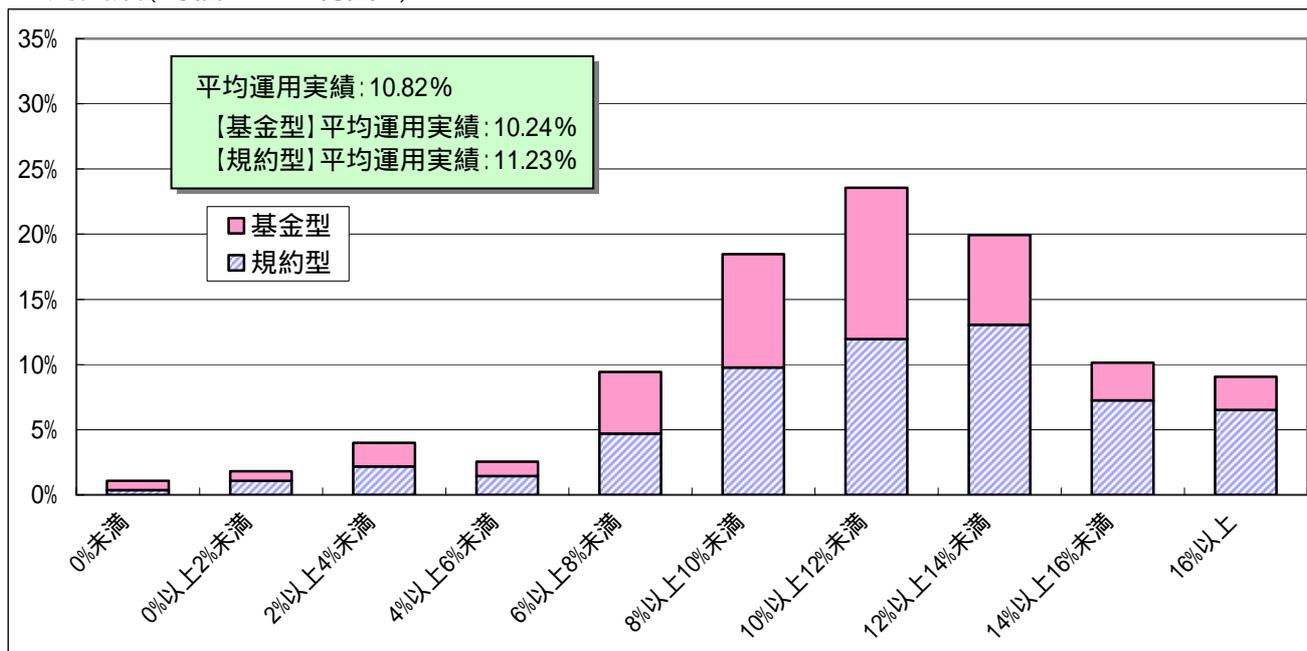
➤ 継続基準の予定利率の平均：2.78%
 ➤ 運用実績の平均：10.82%

継続基準の予定利率



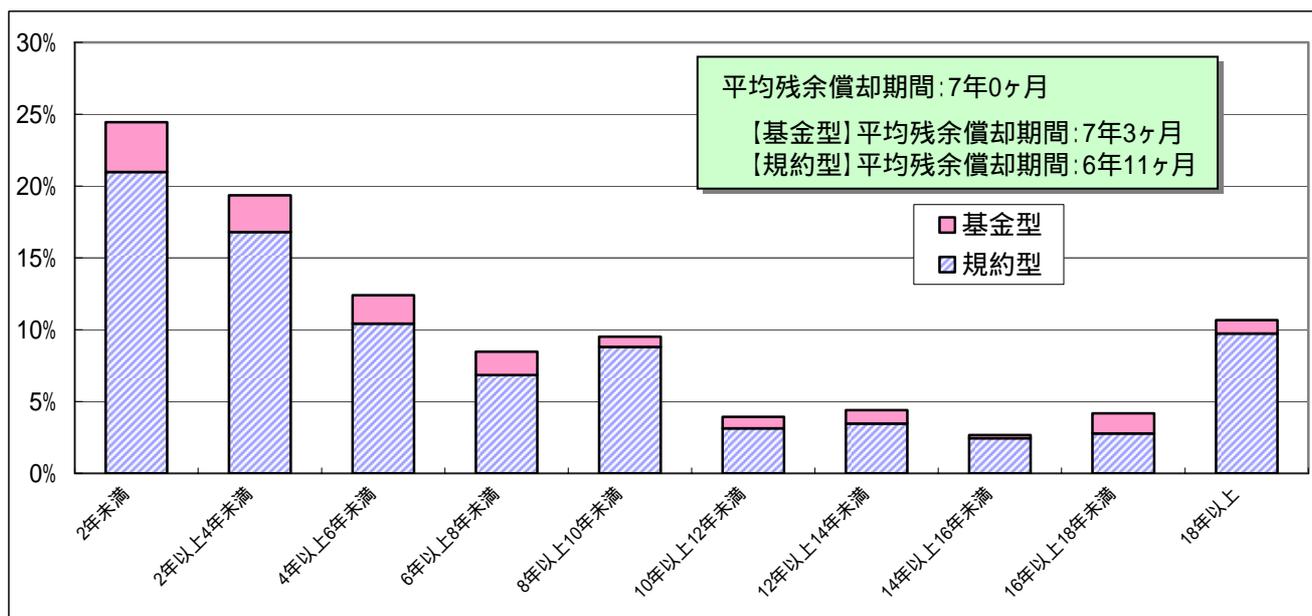
同一制度で複数の予定利率を設定している場合は、最も低い率を集計

運用実績(時価ベース利回り)



1-4. 特別掛金の残余償却期間

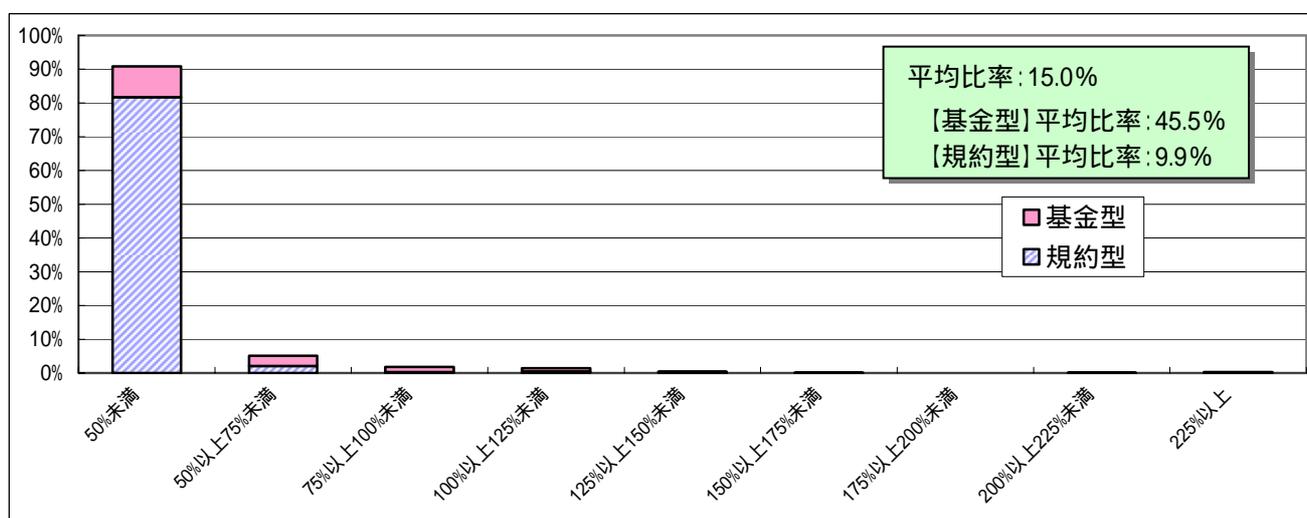
- 平均残余償却期間：7年
- 特別掛金の償却期間が長いと将来の加入者や基準給与の動向によって財政状態が変動しやすくなる。



同一制度で複数の特別掛金を設定している場合は、最長の残余償却期間を集計

1-5 . 成熟度に関する指標 受給者数/加入者数

- 加入者数に占める受給者数の平均比率 : 15.0%
- 制度設立後の経過年数に従って成熟度が徐々に高まっていくことは年金制度として自然な現象。
- 成熟度をみるポイント：毎年の変動の状況（急上昇していないか）やその要因（新規採用者の減少や事業所脱退に伴うもの等）

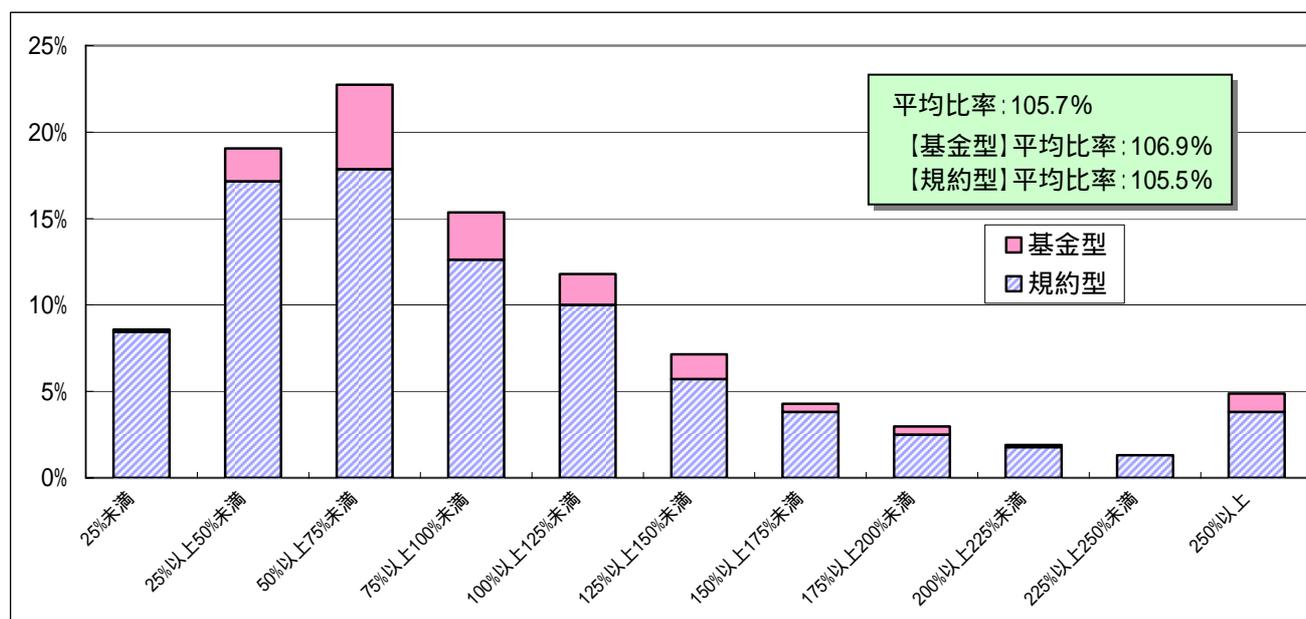


1-5 . 成熟度に関する指標 給付額/掛金額

➤ 掛金額の給付額に対する平均比率 : 105.7%

給付額 = 一時金給付額 + 年金給付額 (発生ベース)

掛金額 = 標準掛金 + 特別掛金 + 特例掛金 (発生ベース)



2. 2012年度決算にみる退職給付の状況

2-1. 2012年度決算にみる退職給付の状況(速報値)

- 2012年度は年度後半からの株式市場の好転と円高是正により、資産運用については好パフォーマンスを確保したと考えられる。
- 期末に金利が急低下したため、退職給付債務が増加した懸念がある。

～以下、メールマガジン「2012年度決算にみる退職給付の状況(速報値)」転載～

2012年度の決算発表が始まり、円安を背景とした業績好調が伝えられています。退職給付に関しては、昨年末からのマーケットの状況変化が企業の財政状態等にどのような影響を与えたのかは気になるところです。ただ、決算発表時に公表される決算短信では重要でないと思われる事項について開示を省略できるとされ、退職給付に関する詳細な状況は開示されないケースが多くなっています。そのため、今のところその動向を正確に把握することは困難です。

退職給付を巡る状況について、2012年度は年度後半からの株式市場の好転と円高是正により、資産運用については好パフォーマンスを確保したと考えられます。一方で、期末に金利が急低下したため、退職給付債務が増加した懸念があります。年金資産と退職給付債務がともに増加する局面であったと考えられ、それがどのような結果を与えたのかは気になるところです。国内基準で即時認識が適用されるのは今年度末からですが、即時認識であればどのような数値が示されるかは興味があります。

そこで、すでに即時認識を導入している米国基準やIFRSを採用している企業の動向を調べてみました。両基準を適用している企業でみれば、年金資産及び退職給付債務の変動がどのような影響を与えたかを判断できるからです。ただし、以下で指摘する事項は4月26日現在で決算を発表している6社(米国基準5社IFRS1社)のデータのみに基づいたものであり、日本企業全体の動向とは異なる可能性があることは、ご認識いただきたいと思います。

米国基準、IFRSともに発生した“数理計算上の差異”を(米国基準では“過去勤務費用”も)“その他の包括利益”に計上します。したがって、年金に関する“その他の包括利益”がプラスであれば数理計算上の差異等で利益が、逆にマイナスであれば損失が発生したことになります(ただし、米国基準では、改正後の日本基準同様に組替処理を行なうため、過年度の数理計算上の差異の損失を損益計算書に費用として処理すると、その他の包括利益には同額の利益が計上されます)。

これまでに両基準で2012年度決算を発表した企業6社はすべて包括利益計算書においてその他の包括利益に“年金債務調整額(会社によって勘定科目の名称は異なります)”の損失を計上しています。つまり、すべての会社で当期に数理計算上の差異あるいは過去勤務費用で損失が発生したということになります。過去勤務費用で損失(債務の増大)が発生するケースはあまり考えられないため、数理計算上の差異で損失が発生し、当然その損失は年金資産に係るものではなく退職給付債務によるものと考えられます。なお、その他の包括利益全体でみれば、円安による為替調整勘定の差益の増加、有価証券評価差額の増大などで大幅な増益となっているため、これまでのところこの点について目立った報道はありません。

2-1. 2012年度決算にみる退職給付の状況(速報値)

退職給付債務の額を大きく左右する割引率は優良な債券の期末の利回りで決定されます。2012年3月末時点における国債利回りは、残存期間15年で1.476%同20年で1.752%でしたが、2013年3月末時点では各々1.016%、1.406%と大幅に低下しています。仮に、割引率を1.476%から1.016%に引き下げ、15年で割引くと退職給付債務は7%増加します(割引期間20年で1.752%、1.406%の計算結果で比較しても7%増となります)。退職給付債務と同額の年金資産を保有していれば、年金資産が同率で増加すれば退職給付債務の増加を相殺することが可能ですが、積立比率は概ね60~70%であるため、退職給付債務の増加を吸収するためには10%程度の運用収益の確保が必要です。各社の割引率の設定状況や年金資産のパフォーマンスは不明ですが、集計した企業で見ると、退職給付債務の増加が年金資産の増加を上回ったと考えられます。

国内基準は即時認識の適用が今年度末からであり、多くの企業ではこうした状況が発表された決算へ直接反映されることはありません。ただ、割引率の引下げの影響がパフォーマンス好転の影響を上回り、数理計算上の差異(損失)の残高が拡大した企業は少なくないと考えられます。特に、日本基準では割引率の設定に関して“割引率を見直しても10%以内の変動にとどまる場合は、割引率を見直さなくてもよい”という重要性基準があるため、2011年度決算では期末の実勢利率よりやや高めの利率で割引率を設定していた企業が少なくありません。そうした企業において、2012年度末で割引率を見直すことになると退職給付債務は増大する可能性は大きいと考えられます。

2-2. 2012年度決算にみる“ねじれ”現象

➤ 割引率を引き下げた会社では、年金財政では積立状態が好転し、会計上の積立は悪化するという“ねじれ”現象が起きる。

～ 以下、メールマガジン「2012年度決算にみる“ねじれ”現象」転載～

有価証券報告書の提出期限は決算後3ヶ月以内ということで、決算短信では開示されなかった退職給付の状況を把握することができるようになりました。そこで、2012年度末にかけての金利低下と年金資産の好パフォーマンスが退職給付関連の数値にどのような影響を与えたかを調べてみました。

集計対象は東証1部上場企業で2011年度決算において割引率を2.0%以上に設定していた会社のうち、退職給付債務の残高が大きい100社です(なお、100社合計の退職給付債務は東証1部上場企業の44%を占めています)。

100社のうち、割引率を引き下げたのは61社で、残り39社は前年と同じ割引率としています。割引率を引き下げた会社の平均割引率は1.45%(前年度は2.23%)です。割引率を引き下げた会社では、年度末の数理計算上の差異(損失)が合計で834億円増加しています。割引率を0.8ポイント程引き下げたことによる退職給付債務の増加(数理計算上の差異)を年金資産の好パフォーマンスでは吸収できなかったと言えます。なお、割引率を引き下げた会社でも数理計算上の差異(損失)の残高が減少している会社がありますが、株式版退職給付信託の設定などで株式市場好転の恩恵をより大きく受けたことなどが理由と思われる(下表をご参照ください)。

< 割引率変更の有無による主要退職給付会計数値の状況 >

(単位: 億円、%)

	社数	平均割引率	数理差異残高	前年度比増減	PBO	前年度比増減	年金資産	前年度比増減	積立比率
割引率を引き下げた会社(注1)	61	1.45	53,947	834	254,315	21,638	184,836	20,969	72.7%
うち数理差異(損失)が増加	34	1.43	27,583	3,589	127,791	11,865	95,102	8,591	74.4%
うち数理差異(損失)が減少	26	1.47	26,364	-2,755	122,082	9,222	87,394	12,046	71.6%
割引率を変更しなかった会社	39	2.04	8,207	-4,517	89,052	-2,384	54,319	3,704	61.0%
合計	100	1.68	62,153	-3,683	343,367	19,254	239,154	24,674	69.6%

(注1) 割引率を引き下げた会社のうち1社は、当年度発生の数理計算上の差異を当年度に一括償却するため、数理差異の残高はゼロ

(注2) 集計対象は、2011年度に割引率2.0%以上であった会社のうち、退職給付債務の残高が大きい100社

(出所) 有価証券報告書に基づき、三菱UFJ信託銀行作成

一方、割引率を変更しなかった会社では、数理計算上の差異の残高が4517億円も減少しています。こちらは、好パフォーマンスの影響をフルに享受した格好となっています。

2-2. 2012年度決算にみる“ねじれ”現象

明暗を分けた割引率ですが、現在の基準では給付までの期間を基準に設定することになってます。実務的には従業員の平均残存勤務年数と同じ残存期間を持つ国債ないし優良社債の期末利回りを基準に設定するケースが多いようです。ちなみに、2012年3月末は残存期間15年、20年の国債の利回りが1.48%、1.75%優良社債(ダブルA格以上)で1.8%、2.0%程度となっていました。2013年3月末では国債が各々1.016%、1.406%、優良社債は各1.3、1.7%と低下しています。優良社債をベースに割引率を設定している会社で、従業員の平均残存勤務期間が20年近い会社は、割引率に関する重要性基準を根拠に割引率を見直さないという選択が可能だったものと思われます。とはいえ、割引率変更の有無によって退職給付債務及び数理計算上の差異の数値は大きく異なったわけです。

2012年度時点では、まだ遅延認識ですから、割引率変更の有無が直接会計数値に影響を及ぼしませんが、新基準適用後は直接会計数値に影響を与えることになります。その意味では重要性基準は再考の余地があるといえます。特に、即時認識は期末の積立状況を反映するためのものであり、しかも年金資産は期末の価で評価されるわけですから、退職給付債務が必ずしも期末の状況を反映していないというのは問題があると考えられます。

会計数値では、割引率を引き下げた会社と引き下げなかった会社との“ねじれ”現象が生まれましたが、割引率を引き下げた会社では企業会計と年金財政とでも、同じように“ねじれ”現象が起きることになります。年金財政の債務は毎年の金利で変動しないため、直近の財政決算では財政状態は好転し、会計上の積立は悪化するという逆方向の動きです。企業会計が即時認識に変更される中、企業会計と年金財政との双方を睨んだ運営はこれまで以上に重要となってくる可能性があります。

なお、上場企業全体の状況については、8月中旬頃にご報告する予定です。

3. 非継続基準に抵触した場合の 特例掛金の取扱いの見直し

3 . 非継続基準に抵触した場合の特例掛金の取扱いの見直し

➤ 厚生労働省は、平成25年5月28日付で非継続基準に抵触した場合の特例掛金の取扱いについて事務連絡を発出。

➤ 平成25年5月28日付で厚生労働省から地方厚生局あてに事務連絡が発出された。

➤ 今回の見直しの内容

- ・ 「翌事業年度の最低積立基準額の増加見込み額」がマイナスとなる場合、ゼロに置き換えて特例掛金を計算する。

➤ 今回の見直しの影響

- ・ 最低積立基準額が減少傾向にある場合に影響がある。
- ・ 見直し前と比較すると、必要な特例掛金の額が大きく計算される可能性がある。

➤ 適用

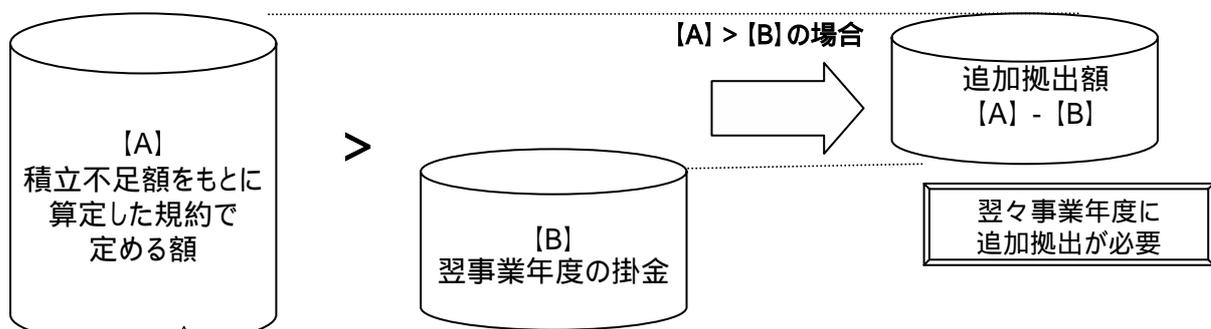
- ・ 平成25年3月31日以降を財政検証の基準日とするものから適用する。

「翌事業年度の最低積立基準額の見込額から当該事業年度の最低積立基準額を控除した額」として規定されている。

3. 非継続基準に抵触した場合の特例掛金の取扱いの見直し

積立比率に応じた方法での特例掛金の設定

- ✓ 積立比率に応じた方法での特例掛金の設定は、財政検証で非継続基準に抵触した場合の追加拠出の方法の一つである。
- ✓ 下図[A]が[B]を上回る場合に、当該上回る額を翌々事業年度の特例掛金として追加拠出する。
- ✓ 従来は、下記 がマイナスとなった場合でもそのままとしていたが、今後はゼロに置き換えることとされた。



積立不足額をもとに算定した規約で定める額

翌事業年度の最低積立基準額の増加見込み額

規約で定めた積立不足の償却額

見直される部分

規約で定めた積立不足の償却額(下図の【方法1】以上、【方法2】以下)

【方法1】: 下限

		積立比率(純資産(時価) ¹ / 最低積立基準額 ²)	
積立不足	1.0	0.9 ~ 1.0 ³ の部分	1/15償却
	0.9	0.8 ~ 0.9の部分	1/10償却
	0.8	0.8未満の部分	1/5償却

【方法2】: 上限

最低積立基準額に対する積立不足を一括で償却

1 掛金計算上の資産として、数理的評価を適用している場合でも時価となる。

2 厚年基金においては、最低積立基準額以外に、最低責任準備金に対する積立比率も考慮する必要がある。

3 財政検証の基準日に応じて平成29年3月30日までの経過措置があり、以下のスケジュールとなっている。

平成25年3月31日 ~ 平成26年3月30日	: 0.92
平成26年3月31日 ~ 平成27年3月30日	: 0.94
平成27年3月31日 ~ 平成28年3月30日	: 0.96
平成28年3月31日 ~ 平成29年3月30日	: 0.98
平成29年3月31日 ~	: 1.00

4. 退職給付会計における日本基準とIFRS

4-1. 退職給付会計における日本基準とIFRS (IAS19号) との差異

➤ 日本基準とIFRSとの主な相違は、退職給付に関する費用の処理、過去勤務費用の計上方法、割引率に関する重要性基準、退職給付の期間帰属方法、開示の5つ。

～以下、メールマガジン「退職給付会計における日本基準とIFRS (IAS19号) との差異」転載～

IFRSを任意適用する企業が増加しています。経団連が2月に行った調査では、すでに適用している企業(8社)、適用予定企業(8社)を含め、60社が任意適用を予定しているとのこと。適用(予定)企業は社数ベースでは上場企業の2%弱ですが、時価総額では75兆円と20%弱を占めることになります。

任意適用企業が増加すると、IFRSの中身を理解することが必要になってきます。投資家はもちろん、企業サイドも自社でIFRSを適用していなくても、同業他社との比較などで会計基準の違いによる部分を理解しておかなければならなくなるからです。

そうした背景もあり、日経新聞で「国際会計基準のイロハ」が5月23、24日の両日掲載されていました(投資・財務面)。のれんの処理や売上計上の方法の差異などが採り上げられていますが、ここでは退職給付会計基準の差異について、簡単にまとめてみたいと思います。

IFRSの退職給付会計はIAS19号といいます。年金以外にも従業員に対する給付のすべてを網羅した基準です。国内基準の改正内容が決定される1年前(2011年6月)に改正され、2013年1月以降に始まる年度から新基準が適用されています。

2014年3月末の決算から適用される日本の改正基準との差異は、次頁の表に示したとおりです。退職給付債務と年金資産の変動を、その他の包括利益で即時認識するのは日本基準と同じですが、その後の処理が決定的に異なります。日本基準では、一旦その他の包括利益に計上した後、損益計算書において一定期間で費用処理を行います(リサイクル)が、IFRSでは発生した数理計算上の差異はその後損益計算書に計上しません。

また、IFRSでは期待運用収益が廃止され、代わりに純利息費用 $[(\text{退職給付債務} - \text{年金資産}) \times \text{割引率}]$ が費用要素となります。この結果、営業損益に反映される退職給付費用は勤務費用と純利息費用の合計となるため、年金資産のパフォーマンスや金利変動に伴う退職給付債務の増減は営業損益にほとんど影響を与えなくなります。改正後の国内基準では、引き続き年金資産や退職給付債務の変動で企業収益が変動することになるため、基準の異なる企業同士の比較では注意が必要です。なお、日経新聞では包括利益を企業実態を示す指標として重視するとありましたが、IFRSでも最も重視されるのは当期利益であり、キャッシュフローであることは間違いありません。

4-1. 退職給付会計における日本基準とIFRS（IAS19号）との差異

他で留意すべき点は、IFRSは、制度変更を行った場合の過去勤務費用は当期の費用として処理する、IFRSでは割引率に関する重要性基準がない、退職給付債務の期間配分方法は給付算定式基準のみ(国内基準の改正は従来の期間定額基準と給付算定式のいずれかを選択)、などです。

現在、国内の上場企業が作成し、公表する財務諸表は、日本基準、米国基準、IFRSの3つあります。各基準で大きな差異が存在すると投資判断が難しくなることは否めません。投資家目線言えば、コンバージェンスなりアドプションが進展することが望ましいと思われれます。

改正後の日本基準とIAS19号の主な相違点

項目	日本基準	IAS19号
退職給付に関する費用の処理	退職給付費用は「勤務費用 + 利息費用 - 期待運用収益 ± 未認識項目の処理費用」とし、純利益に反映 数理上差異はその他の包括利益で即時認識後、当期利益で遅延認識(リサイクルを行なう)	退職給付に関する費用は、勤務費用を営業費用、純利息費用を財務費用として純利益に反映 再測定(数理上差異に相当)はその他の包括利益で即時認識(リサイクルは行なわない)
過去勤務費用の計上方法	受給権付与の有無による相違なしで、遅延認識が可能	受給権確定部分については即時認識未確定部分については遅延認識
割引率に関する重要性基準	あり	なし
退職給付の期間帰属方法	期間定額基準と給付算定式基準のいずれかを選択	給付算定式に応じて期間帰属させる
開示	改正前IAS19号と同等の水準	退職給付制度運営上のリスクに関する記述を充実

4-2. IFRS強制適用の行方

➤ 5月28日の企業会計審議会で、IFRS任意適用要件の緩和、IFRSの適用の方法、単体開示の簡素化、についての議論が行われた。

～以下、メールマガジン「IFRS強制適用の行方 その2」転載～

5月28日に企業会計審議会が開催され、IFRS任意適用要件の緩和、IFRSの適用の方法について、単体開示の簡素化について、の議論が行われました。

IFRS任意適用については、上場及び海外に資本金20億円超の子会社を有するという要件の緩和について話し合われ、特段反対の意見は聞かれませんでした。なお、現在、任意適用が可能な企業は、上場企業3550社のうち、外国に資本金20億円以上の子会社がある621社ですが(実際に適用済み又は適用予定の会社は20社)、この要件をはずし、有価証券報告書提出企業すべてが適用可能になるとユニバーサルは4061社に拡大するそうです。

2番目の議題である「IFRS適用の方法」は、昨日の日経新聞で報じられた「折衷案」に関する議論です。正確にいうとエンドースメント(承認という意味: 自国基準へのIFRSの取り込み方法)を想定しているもので、このエンドースメントはIFRSを採用しているEU、カナダ、韓国等で行われている手法です。例えば、EUではEFRAG(欧州財務報告諮問グループ)の助言を得て、個々の基準毎に欧州委員会が決定しています。また、個別基準をカーブアウトする(適用しない)例もあり、EUではIFRSの基準のうちヘッジ会計の一部についてカーブアウトしていることが紹介されました。ただし、カーブアウトしないことが認められており、実際にカーブアウトしている企業は20社程度にすぎないようです。つまり、欧州企業の大多数は純粋なIFRSを適用していることとなります。

要するに、IFRSの規定を全面的に受入れるのではなく、エンドースメントによって受入れがたい基準をカーブアウトし、適用するというのが我が国の4つ目の会計基準(J-IFRS = Japanese IFRS)ということです。ちなみに、他の3つは、Pure IFRS(純粋なIFRS)、日本基準、米国基準となります。なお、現在も日本ではIFRSについて個々の基準毎に金融庁が承認しているため、形式的にはエンドースメントではないかという意見がありました。ただ、金融庁では現状の体制をエンドースメントとは考えていないようです(現在の金融庁には個々の基準について審査する体制はなく、IFRSで基準制定・改正が行われると自動的に承認しているのが実態です)。

J-IFRSに関しては、やや反対が多いように感じられました。4つの基準が混在すると混乱を生じさせかねないことの他にも、カーブアウトの項目が多いとIFRSと認められない可能性がある、任意適用の要件緩和をしつつ、J-IFRSを作るのは意味がない、J-IFRSは強制適用を決めた段階で議論すべきものであり、任意適用と強制適用するかで基準の作り方も異なるのではないかと、J-IFRSを作ると日本基準がますますローカル化してしまう(日本基準の国際化がより重要である)などの意見がでています。

こうした議論が行なわれる中、本日の日経新聞では大手商社6社が海外での資金調達を狙ってIFRSを適用するという記事が掲載されています。基準に関する議論が混迷する中で、企業は経済的合理性を求めて迅速な対応をしていると言えます。

4-3. 経団連のIFRS導入に関する提言

- 日本経団連が「今後のわが国の企業会計制度に関する基本的な考え方～国際会計基準の現状とわが国の対応～」を発表。
- J-IFRSの作成を進める方向に舵を切っている。

～以下、メールマガジン「経団連のIFRS導入に関する提言」転載～

一時期やや沈静化していたIFRSを巡る議論が、ここに来て活発化してきているようです。6月11日の日経新聞の5面(経済欄)では、6月10日に日本経団連が発表した「今後のわが国の企業会計制度に関する基本的な考え方～国際会計基準の現状とわが国の対応～」のエッセンスを記事にしています。

記事では金融庁が先の企業会計審議会で論点として採り上げた「日本基準とIFRSの折衷案(以下、J-IFRSと言います)」を容認し、日本企業が受入れにくい部分を除外するようにすべきとの見解を示したとしています(ただ、経団連の公表資料の原文では、「日本としてIASBに対し問題提起を行っている基準も含まれており、今後IFRSの受入れに係るプロセスのあり方については、再検討が必要である」としています)。5月29日付けのメルマガ「IFRS強制適用の行方その2」でも指摘した通り、この方法は個別基準毎に適用の可否を審査し(エンドースメント=承認)、場合によっては個別基準をカーブアウトする(適用しない)というアプローチです。

経団連の提言は5つからなっていますが、具体的には以下のとおりです。

1. 日本基準の品質維持: 現在進めているコンバージェンスの継続
2. IASBとの関係強化: 引き続き意見発信を行い、発言力を維持
3. 任意適用の継続及び円滑な拡大: ASBJ(会計基準委員会)での国内指針の作成及び任意適用の基準緩和
4. IFRSの受入れ手続きの明確化: J-IFRSの作成ピュアIFRS(純粋なIFRS)の適用も可能
5. 金融商品取引法開示の連結への一本化

また、6月7日の同紙夕刊には、自民党がIFRS適用に関する提言を13日にもまとめるという記事が掲載されました。中身は同じく、J-IFRSを容認し、任意適用を拡大していくとのこと。2つの記事を見る限り、政財界はともにJ-IFRSの作成を進める方向に舵を切っている感があります。

ただ、J-IFRSに関しては人によって温度差が大きいように感じられます。ほとんどピュアIFRSを想定している人がいる一方で、(日本基準との大きな差異となっている持合株式や年金の数理計算上の差異などで)リサイクリングの実施を求める声も強いからです。

仮に、J-IFRSがIFRSと大きく乖離したものとなるのであれば、IFRSとみなされなくなる懸念があり、その場合J-IFRSを導入する意味自体が失われます。逆に、J-IFRSがピュアIFRSと大きな差異がないのであれば、ピュアIFRSとコンバージェンスが一層進められる日本基準とで極めて類似した基準が3つ混在します。米国基準もあわせると4つの基準が並存することになり、投資家にとっての利便性が損なわれます。企業や市場さらには投資家も含め、最善の選択肢を模索することが望まれます。

4-4. 日本版IFRS (J-IFRS) の行方

- 6月19日の企業会計審議会で、金融庁の「国際会計基準(IFRS)への対応のあり方に関する当面の方針(案)」が了承された。
- J-IFRSの個別基準の審査についてはASBJで行われる。

～以下、メールマガジン「日本版IFRS (J-IFRS) の行方 < その2 >」転載～

6月19日、企業会計審議会が開催され、金融庁の「国際会計基準(IFRS)への対応のあり方に関する当面の方針(案)」(以下、報告書といいます)が了承されました。近く、公表される運びとなります。

報告書は、(1)IFRSへの対応のあり方に関する基本的な考え方、(2)IFRS任意適用要件の緩和、(3)IFRSの適用の方法、(4)単体開示の簡素化、の4つの項目で構成されています。

- (1)IFRSへの対応のあり方では、「単一で高品質な会計基準の策定」というグローバルな目標に向けて日本も積極的に取り組むことが必要としたうえで、強制適用の是非については判断を先送りし、任意適用企業の推移を含め、今回の措置の達成状況を見守っていくこととしています。
- (2)IFRS任意適用企業の緩和に関しては、「上場企業であること」と「国際的な財務活動又は事業活動を行っていること」の要件を撤廃し、「IFRSによる連結財務諸表の適正性確保への取り組み・体制整備をしていること」のみとしました。これにより任意適用が大幅に増加することを期待しています。
- (3)IFRSの適用の方法が、いわゆる日本版IFRS(以下、J-IFRSといいます)の作成です。これにより純粋なIFRS(報告書ではピュアなIFRSと表現されています)J-IFRS、日本基準、米国基準の4つの会計基準が併存することになります。なお、J-IFRSは強制適用を前提としたものでなく、ピュアIFRS、J-IFRSともに任意に適用することとなります。J-IFRSは、ピュアIFRSの個別基準を各々検討し、必要があれば一部基準を削除又は修正して採択するエンドースメントという手続きで作成します。この作業は企業会計基準委員会(ASBJ)で行われることとなります。
- (4)単体開示の簡素化は、金融商品取引法に基づく開示と会社法に基づく開示の両方が要請される中で、金融商品取引法による単独決算の開示の簡素化を目指すものです。

この報告書は、今後の我が国のIFRSへの対応方針をまとめたものです。審議会の委員は概ね報告書に関して好意的な意見を述べていましたが、一部には任意適用後の姿が見えず最終目標が明確でないとの意見やIFRSでの発言力が確保されるのはひとえにIFRSを適用する企業数であり、任意適用を積み上げる施策が必要という意見も出ていました。

J-IFRSの個別基準の審査については、ASBJで行われることとなります。現時点では、スケジュールや一部基準の削除・修正についてその判断基準は明確になっていません。また、ピュアIFRS、J-IFRSともに任意適用であるだけに、企業がどちらを選択するかも現時点では不明です。

4-4. 日本版IFRS (J-IFRS) の行方

退職給付に関しては、改正後の日本基準とIFRSとで大きな差異が存在します。最も大きな差異は、数理計算上の差異 (IFRSでは再測定) をその他の包括利益として計上し、貸借対照表に即時認識した後の処理です。日本基準ではその後の期間で数理計算上の差異を損益計算書に計上して費用化します (いわゆるリサイクリング) が、IFRSでは損益計算書には計上しません。その他にも以下のような差異が存在します。

IFRSは期待運用収益を計上しない。代わりに、 $(\text{退職給付債務} - \text{年金資産}) \times \text{割引率}$ で算出された純利息を費用に計上します。

IFRSには割引率の重要性基準が存在しない

IFRSでは退職給付債務算出における期間配分方法が、給付算定式に限られる J-IFRSで上記のような差異が解消されるか否かが注目されます。

5. 「確定拠出年金制度について」の一部改正

5. 「確定拠出年金制度について」の一部改正

- 「確定拠出年金制度について」の一部改正について意見募集結果が公表され、改正通知が発出された。

➤通知改正の主な内容

- (1) 分散投資の促進
デフォルトファンドに設定する運用商品の選定にあたっての留意事項及び設定後の加入者等への説明事項の明確化
- (2) 投資教育の具体的内容の充実
老後のライフプランを通じた投資の充実
- (3) 拠出限度額の使い残し対策への対応
マッチング拠出の年金額等への効果について情報提供を行うことの明確化

➤適用日：平成25年4月1日

➤意見募集時の改正通知案との違い

- ・意見募集時の改正通知案における投資助言についての記載が削除された。
- ・厚生労働省が、投資助言については再度十分な整理が必要と判断したことによる。

平成25年3月29日年発0329第4号（平成13年8月21日年発第213号の一部改正）

平成25年3月29日年企発0329第1号（平成13年9月27日企国発第18号の一部改正）

6. 平成25年3月末の企業年金の資産残高等

6. 平成25年3月末の企業年金の資産残高等

- 信託協会等が平成25年3月末の企業年金の受託状況を取りまとめ。
- 企業年金の資産残高は前年度比9.2%増。

～以下、メールマガジン「平成25年3月末の企業年金の資産残高等について」転載～

信託協会が生保協会・JA共済連と共同で平成25年3月末現在の企業年金についての概況を取りまとめ、公表していますので、ご案内致します。

(1) 企業年金(確定給付型)の受託概況(平成25年3月末現在)

受託件数は厚年基金560件(前年比2.9%減)、DB年金14,676件(同2.1%減)であり、資産残高(時価)は78兆9,151億円(同9.2%増)、加入者数1,223万人(同1.5%減)となっています。受託件数・加入者数は減少しているものの資産残高は3年ぶりに増加しています。市場環境の好転が資産残高を大きく増加させました。

(2) 確定拠出年金(企業型)の統計概況(平成25年3月末現在)

DC年金(企業型)の規約数は4,221件(前年比2.1%増)、資産額(時価)は6兆7,610億円(同13.1%増)、加入者数443万人(同4.6%増)となっています。DC年金に関しては、ここ数年、規約数、加入者数とも高い伸びを続けてきましたが、やや伸び率が鈍化しています。この要因は前年に適格年金廃止に伴う駆け込みがあった反動が考えられます。

MEMO

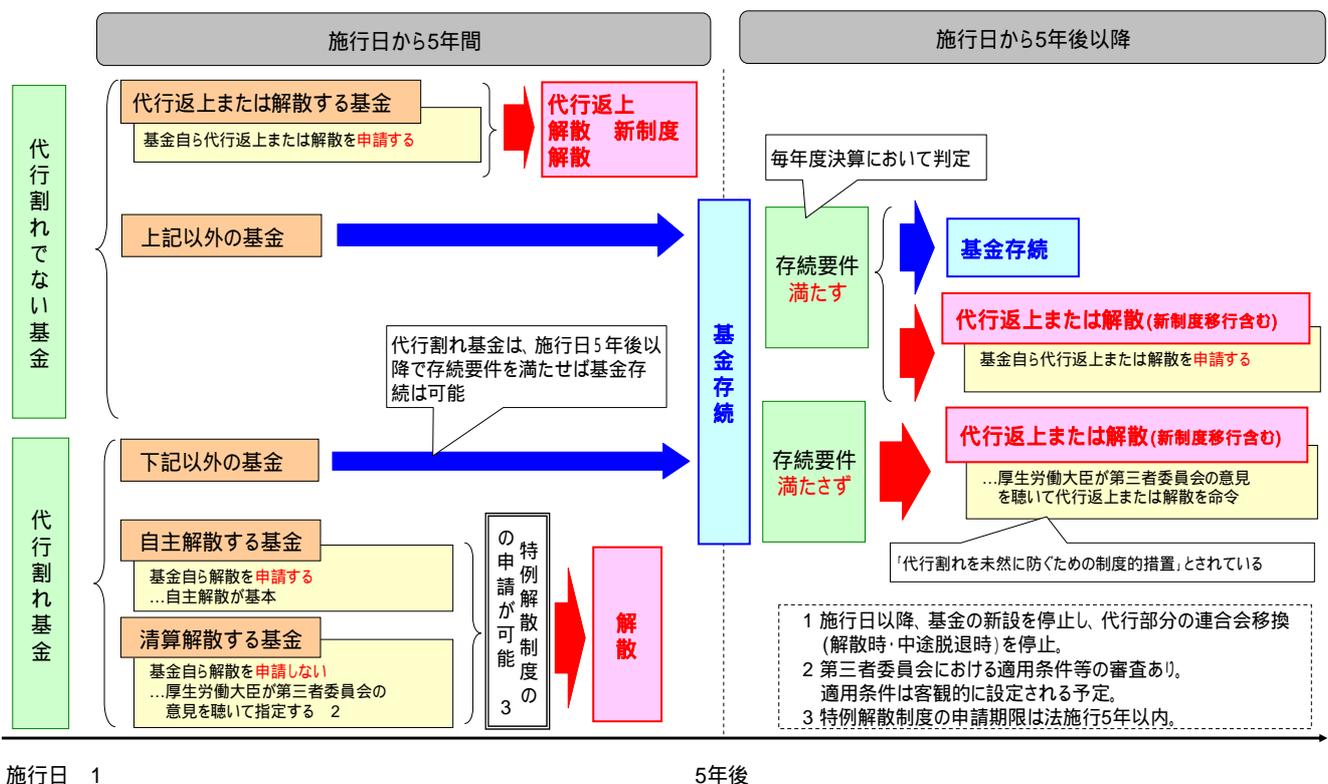
7. その他のトピックス

7-1. 厚生年金保険法等改正法案 成立

➤ 第14回 社会保障審議会 年金部会で、厚生年金基金制度の見直しに係る法律案の概要が示された。

➤ 厚生年金基金制度の見直し

1. 厚生年金基金制度見直しのプロセス



• 財政が健全とされる基金については基金制度を存続する途が開かれた (代行制度の10年後一律廃止方針は撤廃)。

• 一方で、代行割れ基金の早期解散を促す方針は、厚生労働省試案および専門委員会意見書から変更なし。

7-1. 厚生年金保険法等改正法案 成立

2. 特例解散制度の見直し

- 代行割れ基金を対象とした特例解散制度の内容が見直される。(申請期限は施行日から5年後)
- 公費(税)投入は行わない。=「あるだけ解散」は認めない

1. 分割納付の特例について

事業所間の連帯債務外し…現行特例では事業間の連帯債務あり

利息の固定金利化…現行特例では厚生年金本体の運用利回り実績に応じた変動金利

最長納付期間の延長…現行特例では最長納付期間は15年間

2. 納付額の特例について

特例解散時に または のいずれか低い額の納付が可能(=現行特例と同じ)。

通常ルールで計算した額

(平成11年9月までの期間は5.5%、平成11年10月以降の期間は厚年本体の実績利回りを用いて計算)

全基金について最低責任準備金の「期ずれ」が解消されるため、実績利回りは「期ずれ」補正後のものを使用することになると思われる。

基金設立時から厚年本体の実績利回りを用いて計算した額

実績利回りは「期ずれ」補正後のものを用いることを原則とするが、「期ずれ」補正前のものを用いて計算した額の方が低くなる場合は、当該額を用いることができる。

3. その他変更点

特例解散の適用基金は、申請(指定)時点以降の上乗せ給付を支給停止する。

…現行の特例解散制度では、上乗せ給付の支給停止要件はない

申請(指定)以降、年金記録の整理等の事務に先行して代行資産を返還可能とする。

•特例解散制度の見直し内容は、大筋は厚生労働省試案および専門委員会意見書に沿った内容。

7-1. 厚生年金保険法等改正法案 成立

3. 解散認可基準の緩和

▶解散時(特例解散含む)の議決・手続き・理由要件が見直される。

現行	見直し後
1.代議員会における法定議決要件 ・代議員の定数の <u>3/4以上</u> による議決 2.認可申請における手続き要件 ・全事業主の <u>3/4以上</u> の同意 ・全加入員の <u>3/4以上</u> の同意 3.解散認可申請における理由要件 ・母体企業の経営悪化等	1.代議員会における法定議決要件 ・代議員の定数の <u>2/3以上</u> による議決 2.認可申請における手続き要件 ・全事業主の <u>2/3以上</u> の同意 ・全加入員の <u>2/3以上</u> の同意 3.解散認可申請における理由要件 ・ 理由要件は撤廃

•厚生労働省試案および専門委員会意見書において、上記「1.議決要件」「2.手続き要件」は代行返上の場合も含むとされていたことから、代行返上時と同様の緩和が実施されることになると思われる。

4. 厚生年金基金の存続要件

- ▶施行日から5年経過後は、毎年度の決算において、以下の **または のいずれかの要件(存続要件)**を満たしている基金のみ存続可能。
- ▶存続要件を満たさない基金に対しては、厚生労働大臣が第三者委員会の意見を聴いて、「代行返上または解散」の命令を発動できる。

存続要件 …「代行資産の保全」の観点から設定

純資産 最低責任準備金(精緻化後) × 1.5倍

【考え方】…市場環境の短期変動による代行資産の毀損リスクを回避できる積立水準

純資産 最低積立基準額

【考え方】…上乗せ部分の積立不足による代行資産の毀損リスクを回避できる積立水準

最低積立基準額 = 最低責任準備金(精緻化後) + 上乗せ部分の債務

•「健全な基金」とされる基準が明示され、当該基準が基金の存続要件とされた。

7-1. 厚生年金保険法等改正法案 成立

5. 最低責任準備金の精緻化

項目	現行	改正案								
代行給付費の簡便計算に用いる係数の見直し 	<ul style="list-style-type: none"> 一律0.875 	<ul style="list-style-type: none"> 平成17年3月まで期間は、一律0.875 平成17年4月以降の期間は、表の通り。 <table border="1" data-bbox="986 680 1385 831"> <thead> <tr> <th>受給者の年齢</th> <th>係数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>75歳以上</td> <td>1.00</td> </tr> <tr> <td>65歳以上75歳未満</td> <td>0.96</td> </tr> <tr> <td>65歳未満</td> <td>0.69</td> </tr> </tbody> </table>	受給者の年齢	係数	75歳以上	1.00	65歳以上75歳未満	0.96	65歳未満	0.69
受給者の年齢	係数									
75歳以上	1.00									
65歳以上75歳未満	0.96									
65歳未満	0.69									
計算に用いる厚年本体の実績利回りの適用時期のずれ(「期ずれ」)の補正 	<ul style="list-style-type: none"> 当年(暦年)の最低責任準備金を計算する際に、前々年度の厚生年金本体の実績運用利回りをを用いる。 <div data-bbox="464 1043 919 1352" style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p>実績運用利回りの確定時期と債務算定に用いる利回りの適用時期にズレ(「期ずれ」)が発生</p> </div>	<ul style="list-style-type: none"> 最低責任準備金の計算に用いる付利率の「期ずれ」を解消。 (実績運用利回りが確定している期間) 厚生年金本体の実績運用利回りをを用いる (実績運用利回りが確定していない期間) 厚生年金本体の基本ポートフォリオをもとに市場収益率による理論値を適用 								

•精緻化の内容については、厚生労働省試案および専門委員会意見書から変更なし。

7-1. 厚生年金保険法等改正法案 成立

図1

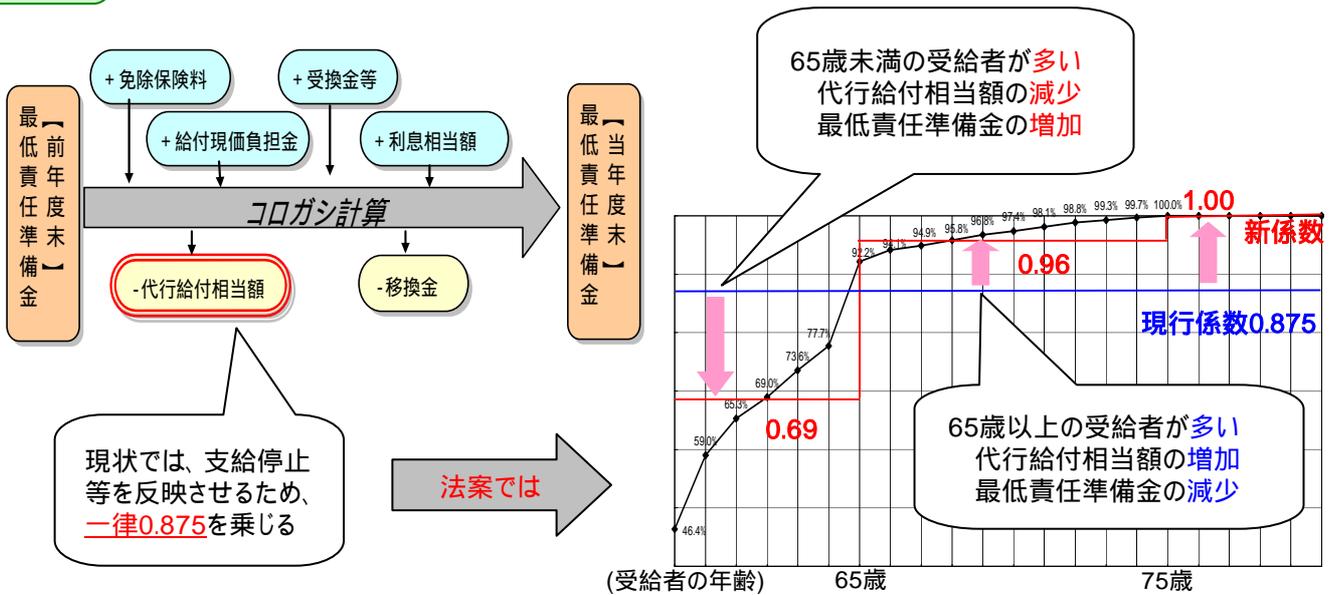
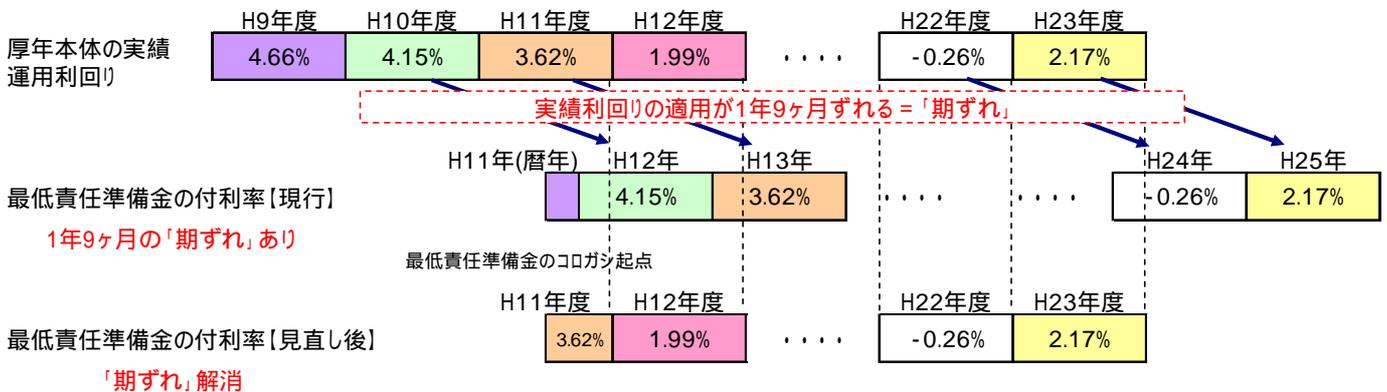


図2



7-1. 厚生年金保険法等改正法案 成立

6. 他の制度への移行支援策

▶「上乗せ部分の受給権保全のための移行支援策」として以下の内容が示された。

項目	概要
確定給付企業年金 (DB) への移行支援	<ul style="list-style-type: none">• 移行時の積立不足の償却期間の延長• 基金解散後、事業所単位で既存のDBへ移行できる仕組みの創設
確定拠出年金 (DC) への移行支援	<ul style="list-style-type: none">• 基金を脱退した事業所の従業員が基金から既存のDCへ資産を移換できるよう規制緩和• 解散後にDCに移行する場合の積立基準に関する規制緩和
退職金の再積立支援	<ul style="list-style-type: none">• 代行割れ基金の解散後、各事業主が「厚年本体への不足額の返還」と「退職金の再積立」を両立できるようにするための措置厚年本体への分割納付期間の延長各事業所が退職金の再積立の観点から、DB等のスキームを活用する場合の積立基準に関する規制緩和
その他	<ul style="list-style-type: none">• 基金解散後、企業単位で中小企業退職金共済制度へ移行できる仕組みの創設• 申請書類や手続きの簡素化• 中小企業等における企業年金等の導入事例についての情報提供

7-1. 厚生年金保険法等改正法案 成立

➤「企業年金の選択肢の多様化」として以下の内容が示された。

項目	概要
キャッシュバランプランの制度設計の弾力化	<ul style="list-style-type: none"> • 給付設計に用いる指標の選択肢の拡大 「運用実績」「複合ベンチマーク」の追加 • 基準利率等の規制緩和(ただし、元本は保証)
簡易型DBの対象拡大	<ul style="list-style-type: none"> • 簡易な制度設計や手続きで設立できるDBの対象範囲の拡大 現在は、閉鎖型DB(受給権者のみ)に限定して認められている

• 基準利率については、単年度でのマイナスを認めるが、加入から退職までの通算ではゼロ以上とする

- 移行支援策としては、「中小企業退職金共済制度への移行」が追加明示された他、代行割れ基金の「退職金の再積立支援」措置が明示された。
- また、中小企業等への企業年金の普及を促進する観点から、簡易型DBの対象拡大も明示された。
- 一方で、厚生労働省試案で提示された「集団運用型DC」「支払保証事業の代行返上支援事業への転換」等については特段明示されていない。

7-1. 厚生年金保険法等改正法案 成立

➤ 国民年金 第3号被保険者記録不整合への対応

1. 記録不整合問題

第3号被保険者の記録不整合問題(いわゆる主婦年金問題)とは…

サラリーマンの被扶養配偶者である専業主婦等が、サラリーマンである配偶者の離職等により、実態としては第1号被保険者となったにもかかわらず、必要な届出を行わず、記録上第3号被保険者となっている(=保険料が未納となっている)問題

2. 対応策の概要

- (1) 不整合記録に基づく年金額を正しい年金額に訂正。ただし、減額の上限は訂正前の10%
- (2) 不整合期間は、年金額には反映しないが受給資格期間(25年)に算入し、無年金になることを防止
- (3) 過去10年間の不整合期間に特例追納を可能とし、年金額を回復する機会を提供(3年間の時限措置)

7-1. 厚生年金保険法等改正法案 成立

➤ 6月19日の参議院本会議で、厚生年金基金制度の見直し等を盛り込んだ厚生年金保険法等改正法案⁽¹⁾が、衆議院で一部修正された内容⁽²⁾で可決・成立した。

～以下、メールマガジン「厚生年金保険法等改正法案 成立について」転載～

6月19日午前、参議院本会議が開催され、厚生年金基金制度の見直し等が盛り込まれた厚生年金保険法等改正法案⁽¹⁾について、衆議院で一部修正された内容⁽²⁾で賛成多数のうえ可決・成立しました。

参議院本会議での採決結果

- ・投票総数: 208
- ・賛成 : 202
- ・反対 : 6

今後の見通し

- ・厚生労働省は、本日成立した改正法について平成26年4月1日施行を予定しており、夏頃に政省令改正についてのパブリックコメントを実施する方針です。
- ・厚生労働省は、7月上旬から地方厚生局に対し説明会を開催し、8月の早い段階で全国を8ブロックに分けた説明会(基金対象)を開催する方針です。

1 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案

2 附則に以下の一文を追加。

政府は、この法律の施行の日から起算して10年を経過する日までに、存続厚生年金基金が解散し又は他の企業年金制度等に移行し、及び存続連合会が解散するよう検討し、速やかに必要な法制上の措置を講ずるものとする。

7-2. 4月13日付日経記事「高リスク運用、厳格条件」

➤ AIJ事案を受け、金融庁が金融商品取引法等の改正案（金商法上のプロ成り要件の厳格化等）を国会に提出。

～以下、メールマガジン「4/13日経記事「高リスク運用、厳格条件」について」転載～

標記記事は、AIJ事案を受け、金融庁が金融商品取引法(以下、金商法)等の改正案(金商法上のプロ成り要件の厳格化等)を国会に提出する、という内容です。

金商法では、顧客の知識・経験・財産の状況から金融商品取引に係る適切なリスク管理を行うことが可能と考えられる者を「特定投資家(プロ)」と位置付け、金融商品取引業者が「特定投資家(プロ)」と取引を行う場合には、契約締結前の書面交付義務等の行為規制の適用が一部除外されます。

つまり、「特定投資家(プロ)」は、金融商品取引業者から元本欠損の恐れ等の説明を受けずとも金融商品取引を行うことが可能とされていることに対して、今般、規制の見直しがされるものと考えられます。

法令上、厚年基金は「特定投資家(プロ)への移行が可能な一般投資家(アマ)」と定義されており、記事中の「106基金がプロ」等のプロ・アマ区分の実態は、昨年3月に厚生労働省により実施された「厚生年金基金における年金給付等積立金の運用等に関する調査」の結果であり、「第1回 厚生年金基金等の資産運用・財政運営に関する有識者会議」(昨年4月13日)にて資料配布されています。

なお、今般の改正内容(基金の「プロ成り」要件の限定、業者の不正行為に対する罰則強化等)は、上記を受け、金融庁が昨年9月4日付で実施したパブリックコメントにおいて、既に提示していた内容が具体化されたものと考えられます。

7-3 . OECDが対日審査報告書を公表

➤ OECDが対日審査報告書を公表し、日本に対して年金支給開始年齢の引き上げを提案。

～以下、メールマガジン「OECDが対日審査報告書を公表」転載～

4月24日付日経新聞4面に、OECD(経済協力開発機構)が、4月23日に対日審査報告書を公表し、日本の年金支給開始年齢の引き上げを提案していると報道されています。

報告書では、財政負担を減らすために、年金の支給開始年齢の引き上げが必要であり、支給開始年齢を65歳に引き上げるペースを早めたうえで、さらに平均余命の伸びに合わせて支給開始年齢を引上げるべきとしています。

OECD対日審査報告書は、ほぼ2年に1回のペースで日本経済を分析・提言している報告書です。

前回の報告書は、平成23年4月21日に発表されており、そのときにも「年金支給開始年齢をさらに引き上げることが最善の選択肢となるであろう。」とされていました。

欧米では、67歳、68歳への引き上げを加速しており、イタリア、デンマークのように平均余命の伸びに合わせて引き上げる仕組みを導入している国もあります。英国やオランダでも検討されています。このような状況で、最長寿国の日本に対し財政の持続可能性から提案されたものと思われます。

7-4. 社会保障制度改革国民会議での公的年金議論

➤ 6月3日開催の社会保障制度改革国民会議で、支給開始年齢の引き上げなどを議論。

～以下、メールマガジン「社会保障制度改革国民会議での公的年金議論」転載～

6月4日の日経新聞朝刊(5面)をはじめ各紙で、6月3日に開かれた掲記会議で支給開始年齢の引き上げなどが議論されたことが報道されています。

会議は、昨年11月から開始し、今回で13回目となりました。法律で8月21日までに結論を得る必要があり、メンバーは有識者15人で、医療、介護、年金、少子化対策の4つのテーマを議論してきました。これまで医療、介護を中心に議論してきましたが、前回(5月17日)から年金が議題となりました。

会議では、支給開始年齢と長寿化などに伴い給付を調整するマクロ経済スライドへの意見が目立ちました。支給開始年齢の引き上げに反対は特にありませんでしたが、新聞報道のような67～68歳という具体的な年齢の議論はありませんでした。また、マクロ経済スライドの着実な実施も必要だが、基礎年金の給付水準の低下を懸念する意見がありました。

会議のまとめの中で以下のことが挙げられました。

- ・支給開始年齢の引き上げを考える必要がある。雇用との関連があるので、できるだけ早く議論していくことが必要
- ・マクロ経済スライドにより給付水準が大きく変わる可能性があり、国民への周知が必要
- ・公的年金を補完する私的年金の議論も必要
- ・年金を「もらう・あげる」から「負担と給付」を考えることから、「支給」から「受給」に言葉を変えるべき

今後、期限に向けて2巡目の議論が行われる予定で、年金分野でどこまで方向性を出せるか注目されます。

7-4. 社会保障制度改革国民会議での公的年金議論

➤ 8月21日の報告期限に向けて社会保障制度改革の方向性をまとめる。

～以下、メールマガジン「社会保障制度改革国民会議での2巡目の公的年金議論」転載～

6月14日の主要朝刊各紙で、6月13日に開かれた掲記会議で「民主党が求めている最低保障年金導入などの抜本改革の議論は先送りする」と報道されています。

会議は、8月21日の報告期限に向けて、社会保障制度改革の方向性をまとめるのが目的で開催されています。これまで医療、介護を中心とした議論をしてきましたが、年金についても支給開始年齢とマクロ経済スライドが論点となりました。

この15回目の会議で、年金も2巡目の議論になり、今後議論を絞り込む予定です。事務局から示された議論すべき残された課題は(1)マクロ経済スライド、(2)支給開始年齢、(3)高所得者の年金給付、(4)短時間労働者の適用拡大の4点でした。民主党が提唱した所得比例年金と最低保障年金を組み合わせ、被用者、自営業者の区別なく加入する制度の創設は、自営業者の所得補足など実現のハードルが高く、議論は先送りするという意見が大勢でした。

今後、当面の問題での議論により、どこまで方向性を出せるか注目されます。

8 . 平成25年4月 ~ 平成25年6月の年金ニュース

8. 平成25年4月～平成25年6月の年金ニュース

	年金ニュース	事業 運営	財政・ 掛金	給付	その他
平成25年4月	・〔厚年〕厚年本体の平成24年度運用実績(弊社推計値)について (No.329)		()		
	・厚生年金保険法等の一部改正について(第14回社会保障審議会年金部会で示された概要について) (No.330)				
	・運用基本方針、総資産額の運用受託機関宛て提出について(通知改正:厚年) (No.331)	()			
	・「確定拠出年金制度について」の一部改正について(通知改正:DC) (No.332)				
	・非継続基準に抵触した場合の特例掛金の取扱いの見直しについて(厚年、DB) (No.333)				
	・非継続基準に抵触した場合の特例掛金の取扱いの見直しについて(厚年、DB) (No.334)				
平成25年5月	・非継続基準に抵触した場合の特例掛金の取扱いの見直しについて(厚年、DB) (No.335)				
平成25年6月	・DB年金の平成25年3月決算積立状況等(DB) (No.336)				

()は本資料に関連しない事項です。

9. 本資料関連の平成25年4月～平成25年6月の MUTB年金メールマガジン一覧

9. 本資料関連の平成25年4月～平成25年6月のMUTB年金メールマガジン一覧

	メールマガジン	事業 運営	財政・ 掛金	給付	その他
平成25年4月	・第14回社会保障審議会年金部会の開催について【厚年】				
	・厚年法改正法案の閣議決定について【厚年】				
	・4/13付日経記事「高リスク運用、厳格条件」について				
	・OECDが対日審査報告書を公表				
	・2012年度決算にみる退職給付の状況(速報値)				
平成25年5月	・厚生年金保険法等改正法案 国会審議入りについて				
	・厚生年金保険法等改正法案 民主党修正案の提出について				
	・厚生年金保険法等改正法案 衆議院厚生労働委員会可決について				
	・厚生年金保険法等改正法案 衆議院本会議可決について				
	・退職給付会計における日本基準とIFRS(IAS19号)との差異				
	・IFRS強制適用の行方				
	・平成25年3月末の企業年金の資産残高等について				
	・IFRS強制適用の行方 その2				

9. 本資料関連の平成25年4月～平成25年6月のMUTB年金 メールマガジン一覧

	メールマガジン	事業 運営	財政・ 掛金	給付	その他
平成25年6月	・社会保障制度改革国民会議での公的年金議論				
	・経団連のIFRS導入に関する提言				
	・厚生年金保険法等改正法案 参議院厚生労働委員会における趣旨説明について				
	・社会保障制度改革国民会議での2巡目の公的年金議論				
	・厚生年金保険法等改正案 成立について				
	・日本版IFRS(J - IFRS)の行方 その2				

-
- 本資料に記載している見解等は本資料作成時における見解等であり、年金制度や税制等の変更によって予告なしに内容が変更されることがあります。
 - 本資料は、当社が公に入手可能な情報に基づき作成したのですが、その内容の正確性・完全性を保証するものではありません。
 - 当レポートの著作権は三菱UFJ信託銀行に属し、その目的を問わず無断で引用または複製することを禁じます。

本資料に関するお問い合わせ先
三菱UFJ信託銀行 年金コンサルティング部
03-6214-6368
(受付時間:9:00~17:00(土日・祝日除く))